

手話通訳技能に係わる公認試験の制度化について

平成元年6月
厚生省社会局

聴覚障害者のコミュニケーションに重要な役割を果たしている手話通訳について、その技能に関して下記のような厚生大臣の公認試験を制度化したのでお知らせします。

公認試験の導入より、手話通訳に関して、その質の向上と社会的信頼を高め利用の促進をなされることを目的とし、わが国の手話の発展と聴覚障害者の社会参加の促進を図り、国民相互のコミュニケーションを確保して福祉の増進を期するものであります。

記

1. 制度の概要

(1) 基本的構成

手話通訳に関して、個人の有する専門的な知識・技能を公益法人が審査し証明する事業のうち、奨励すべきものを厚生大臣が認定する。認定の基準・手続きなどは、厚生大臣告示で定める。

(2) 目的

公認試験の導入により、聴覚障害者にかかわるコミュニケーションを確立するために必要とされる手話通訳に関して

手話通訳を行う者に目標を示し、その知識・技能の向上を図る。

手話通訳を行う者に対する利用者（聴覚障害

者及び聴覚障害のない者の双方）の社会的信頼を高める。

手話通訳サービスの質の向上・利用促進を図る。

もって、手話の発展と聴覚障害者の社会参加を促進し、国民の福祉の増進を資する。

(3) 登録

公認試験に合格した者は、試験を実施した法人に登録し、登録証の交付により、厚生大臣の認定した試験に合格し、登録を行った者であることの証明を受けることが出来る。

2. 厚生省告示

(1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件

(平成元年5月20日 第108号)……別添1

(2) 認定法人等の告示

(平成元年6月16日 第122号)……別添2

認定法人の名称：社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

付与する称号：「手話通訳士」

3. 認定試験の基準

認定される手話通訳技能審査の基準は、次のような専門性の高いレベルです。

領 域		内 容
資 質	手話通訳者としての資質	ア、聴覚障害者の生活に理解と熱意を有する。 イ、専門的に仕事を遂行する能力を有する。 ウ、誠実・公正である。 エ、一般常識・教養を有する。
専 門 知 識	聴覚障害と聴覚障害者	ア、聴覚障害の特徴やその影響について基本的知識がある。 イ、聴覚障害者及びその社会的状況について十分な知識がある。 ウ、聴覚障害者が用いる種々のコミュニケーション手段について十分な知識がある。
	国語と手話	ア、国語の十分な知識がある。 イ、音声語と手話との関係について基本的知識がある。 ウ、手話に関して十分な知識がある。
	コミュニケーションと手話通訳	ア、コミュニケーション及び通訳についての基本的知識がある。 イ、手話通訳のあり方について十分な知識がある。
専 門 技 能	手話通訳技能	ア、音声語を手話に、同時に通訳ができる。 イ、聴覚障害者の手話表現を読み取り、同時に音声語に通訳できる。

4. 試験の実施予定について

(1) 問い合わせ先

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター内
手話試験部

住所：〒160 東京都新宿区新宿1-33-9
三友ビル2F

(2) 試験期日（予定）

一次試験（筆記試験）平成元年11月以降

二次試験（実技試験）平成2年2月頃

(3) 申し込み受付開始予定

平成元年8月

厚生省告示第108号

(4) 試験の内容

認定試験は、一次試験（筆記試験）と二次試験（実技試験）に分けて実施する。

1. 一次試験

(1) ことばのしくみ

(2) 国語

(3) 手話の知識

(4) 聴覚障害者と社会

(5) 手話通訳のありかた

2. 二次試験

(1) 聞き取り通訳（音声語から手話へ）

(2) 読み取り（口頭）通訳（手話を音声で表現）

(3) 読み取り（筆記）通訳（手話を筆記）

その他の内容については、おって実施法人より発表します。

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を次のように定める。

平成元年5月20日

厚生大臣 小泉純一郎

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明
書業の認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、聴覚障害者と聴覚障害のない者との間のコミュニケーションの確立に必要とされる手話通訳を行う者の手話通訳に関する知識及び技能(以下「手話通訳技能」という。)についての審査・証明(以下「審査等」という。)を行う事業(以下「審査・証明事業」という。)の認定に関して必要な事項を定めることにより、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高め、聴覚障害者の社会参加を促進し、併せて手話の発展を図り、もって国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(認定)

第2条 厚生大臣は、審査・証明事業であって、手話通訳技能の向上を図り、手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高める上で奨励すべきものを、この規程に定めるところにより認定する。

(認定の基準)

第3条 審査・証明事業の認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 審査・証明事業を実施する者が、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第29条第1項の規定により設立された社会福祉法人(以下「公益法人等」という。)であって、次に掲げる要件を満たすものであること。
- イ 聴覚障害者の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしいものであること。
- ロ その役員構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ハ 審査・証明事業以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって審査・証明事業が不公正に実施されるおそれがないものであること。

- ニ 審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有するものであること。
- 二 審査・証明事業が十分な社会的信用を得られる見込みを有するものであること。
- 三 審査等が試験及び登録により行われるものであること。
- 四 試験が全国的規模で毎年1回以上行われるものであること。
- 五 審査等の対象となる知識及び技能の水準についての審査の基準(以下「審査基準」という。)が適切なものであること。
- 六 審査等に関する事務を担当する者の選任の方法その他の審査・証明事業の実施の方法が適切かつ公正なものであること。

(認定の申請)

第4条 第2条の認定を受けようとする公益法人等は、名称、代表者の氏名、住所及び認定を受けようとする審査・証明事業の名称を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為(以下「定款等」という。)
 - 二 役員の名簿及び履歴書
 - 三 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の末日における財産目録、貸借対照表及び財産の権利関係を証する書類
 - 四 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - 五 申請の日の属する事業年度の翌事業年度から申請の日から起算して3年を経過した日の属する事業年度までの各事業年度の審査・証明事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
 - 六 審査・証明事業に関する事務組織を記載した書類
 - 七 審査・証明事業の実施要領
 - 八 審査基準を記載した書類
- 2 前項第4号に掲げる書類は、審査・証明事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区別して記載したものでなければならない。
- 3 第1項第7号に掲げる実施要領は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 審査等を受けようとする者の資格に関する事項
- 二 審査等に関する事務を担当する者の選任に関する事項
- 三 試験の実施の回数，時期及び場所に関する事項
- 四 試験問題及び合格者の判定に関する事項
- 五 合格者の登録の有効期限その他の合格者の証明に関する事項
- 六 登録者に称号を付与する場合にあっては，その名称その他の称号の付与に関する事項
- 七 審査等の手数料に関する事項
- 八 その他必要な事項

(厚生大臣の認定を受けた旨の表示)

第5条 第2条の認定を受けた審査・証明事業を実施する公益法人等(以下「認定法人」という。)は，当該認定に係る審査・証明事業を実施するときは，厚生大臣の認定を受けたものであることを明示していなければならない。

(変更の承認等)

- 第6条 認定法人は，審査・証明事業の名称，審査・証明事業の実施要領又は審査基準を変更しようとするときは，その変更の内容，理由及び時期を記載した書類を厚生大臣に提出して，その承認を受けなければならない。
- 2 認定法人は，定款等，役員又は審査・証明事業に関する事務組織を変更したときは，遅滞なく，その変更の内容及び時期を記載した変更届出書を厚生大臣に提出しなければならない。

(事業計画書等の提出)

- 第7条 認定法人は，毎年度開始前に，当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を厚生大臣に提出しなければならない。
- 2 第4条第2項の規定は，前項の事業計画書及び収支予算書について準用する。

(事業概要報告書等の提出)

第8条 認定法人は，毎事業年度終了後3月以内に，次に掲げる書類を厚生大臣に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業概要報告書
 - 二 当該事業年度の収支決算書
 - 三 当該事業年度末の財産目録及び貸借対照表
- 2 第4条第2項の規定は，前項第1号及び第2号に掲げる書類について準用する。

(資料の提出)

第9条 認定法人は，審査・証明事業の実施に関し厚生大臣から必要な資料の提出を求められたときは，当該資料を提出しなければならない。

(審査・証明事業の廃止)

第10条 認定法人は，第2条の認定を受けた審査・証明事業を廃止しようとするときは，その廃止の理由及び時期を記載した廃止届出書を厚生大臣に提出しなければならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生大臣は，認定法人が次の各号のいずれかに該当するときは，第2条の認定を取り消すことができる。
- 一 第3条に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。
 - 二 第6条第1項の規定により厚生大臣の承認を受けなければならない場合において，その承認を受けなかったとき。
 - 三 第6条第2項，第7条第1項，第8条第1項，第9条又は第10条の規定により書類等を提出しなければならない場合において，その提出を怠ったとき。

(認定等の告示)

- 第12条 厚生大臣は，第2条の規定により認定をしたときは，認定法人の名称及び住所並びに当該認定法人が実施する審査・証明事業の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項の変更について第6条第1項の規定により承認をし，又は同条第2項の規定により変更届出書を受理したときも，同様とする。
- 2 厚生大臣は，第10条の規定により廃止届出書を受理したとき又は第11条の規定により認定を取り消したときは，その旨を官報で告示する。

手話通訳技能に係わる公認試験の制度化について

厚生省告示第122号

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月厚生省告示第108号）第2条の規定に基づき，次の審査・証明事業を平成元年6月7日付けで認定したので，同規程第12条第1項の規定により告示する。

平成元年6月16日

厚生大臣 小泉純一郎

- 一 認定法人の名称 社会福祉法人聴力障害情報文化センター
- 二 認定法人の住所 東京都新宿区新宿1丁目33番9号
- 三 審査・証明事業の名称 手話通訳技能審査・証明事業
- 四 付与する称号の名称 手話通訳士
厚生省